

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No.2459

特集Ⅰ

2段階のリスク評価で対応
「化学物質管理者」を全部署へ配置
DIC

特集Ⅱ

現場の死角や心理 リアルに描き啓発
横浜市水道局がマンガ冊子

ニュース

「営業秘密」通知義務に
厚労省 化学物質管理で中間まとめ

労働災害動画 配信しています!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



10 / 1

2024



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 宮城会
社会保険労務士事務所たすく

代表 中島 文之

船の補修工事で作業員が熱中症に

■ 災害のあらまし ■

船舶の修理などの業務を行うY社の社員Xは、サウジアラビア西部の港町ヤンブーへの出張を命じられ、そこで浚渫船（河川や港湾で水底の土や砂を掘り取って水深を深くするための船）のバケット（水底の砂などを掬い上げるための大きなスコップ）補修工事に従事することになった。

某年8月15日にヤンブーへ到着した後、同月17日から屋外での作業に従事したが、同月19日から体調不良を訴えるようになり、翌20日から休養した。

その後、サウジアラビア現地の医師の診察を受けるものの体調は回復せず、むしろ悪化の一途をたどり、治療の甲斐なく同月29日に死亡した。

■ 判断 ■

Xの死亡は、暑熱環境下で作業を行ったことで熱中症となり、脳症や腎機能障害などを発症したことが原因と判断され、業務上による災害と認定された。

■ 解説 ■

熱中症の症状には熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病があり、熱中症が発生した際には重症度に従って軽症（Ⅰ度）、中等症（Ⅱ度）、重症（Ⅲ度）に分類される。

Ⅰ度の症状としてはめまい、立ちくらみ、生あくび、大量の発汗などが挙げられ、Ⅱ度の症状としては頭痛、嘔吐、倦怠感などが、Ⅲ度の症状としては意識障害、けいれん発作、肝・腎機能障害、血液凝固異常などがそれぞれ挙げられる。

Ⅰ度であれば冷所での安静や経口による水分および塩分の補給など現場での対応も可能だが、Ⅱ度になると医療機関での診療

第369回

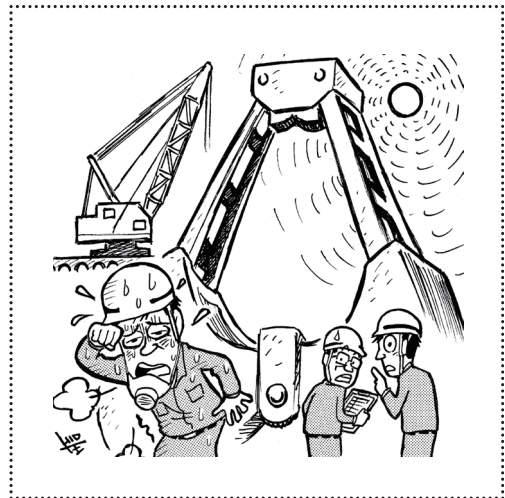
が必要とされ、Ⅲ度になると入院加療、場合によっては集中治療が必要とされる。

本稿の事例はサウジアラビアで発生した死亡事故だが、日本国外の事故であっても労災認定における業務起因性と業務遂行性の判断は国内と変わらない。死亡したXが浚渫船の甲板上でバケット補修作業を行っていた8月17日～19日のヤンプーの平均気温は摂氏32.8度～33.3度、最高気温は摂氏37.2度～38.2度、平均湿度は56度～65度であった。また現場監督責任者が持ち込んだ温度計で昼ごろの気温を測ったところ、17日と18日はそれぞれ摂氏38度前後であった（19日は不明）。

Xが従事した作業はバケット下の日陰での溶接補修が中心であり、午前8時から午後5時までの所定労働時間のうち午前中に30分間、昼に1時間、午後30分間の計2時間の休憩時間が定められていた。また、甲板上には冷房付きの休憩室が設置され、休憩室内には水や粉末のスポーツドリンク、梅干し、塩昆布などが用意され、冷蔵庫も置かれていた。

一方で、「暑さ指数」といわれるWBGT値を測定するための機器は現場に設置されておらず、現場監督責任者らに携帯用測定器を供与することもなかったため、その数値は測定されていなかった。

当時のヤンプーにおける平均気温や平均湿度を踏まえると、8月17日～19日までの3日間における現場のWBGT値は少なくとも31度を超え、最大で35度近くに達していたと推測される。日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.4」によれば、WBGT値が31度以上は「危険」とされ、外出そのものをなるべく避けることや屋外での運動は中止することが推奨されるが、当時Xが作業に従事していた甲板



上は、この「危険」とされる数値を上回っており、熱中症の発症リスクが高い環境にあったと考えられる。

死亡したXは、当時30代後半と若く、脳症や腎機能障害などを誘引するような既往症も特に認められなかったことから、死亡の原因は暑熱環境下で作業を行ったことによる熱中症であると認定された。

近年、日本の夏はかなり暑くなる傾向が続いており、特に関東や西日本では日中の最高気温が摂氏35度を超える猛暑日が連続することも珍しくない。湿度によってはWBGT値が31度を超える「危険」な環境になることもあり、屋外作業を行う場合はより一層の熱中症対策が必要となる。

本事例でY社が講じた対策以外に、厚生労働省は、職場における熱中症予防対策として職場におけるWBGT値の低減、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）、透湿性および通気性の良い服装の着用、作業中の巡視などの実施を啓発している。暑熱下での作業員の健康状態には絶えず目を配り、少しでも異常が認められたら即座に作業を中断して休息や水分補給を促すといった対応が必要となる。

www.srup21.or.jp